

育児休業を取得されている場合のお取扱い

育児休業を取得されている場合、その期間中は「日中の保育に欠ける」要件がまだ無いとみなされ、育児休業期間終了の前月までは選考対象とならず、復帰される月からの選考となります。

育児休業期間終了の前月までの入所を希望されている場合には、保育所へ入所できたら育児休業期間を短縮して復帰するという勤務先との合意が取れていれば、**申立書**の提出により選考対象とさせていただきます。申立書は保護者の方の署名捺印のみで、勤務先の記入項目はありません。（就労・所得証明書が出ていることが前提です）

なお、4月選考の場合には、4月中旬中（20日まで）に復帰予定であれば、4月1日復帰の方と同等にお取扱いいたします。（下旬＝21日以降復帰のときは選考で不利になる場合があります）

申立書を出されて入所内定した場合には、育児休業期間を変更した育児休業証明書を入所前に提出いただきます。期日までに育児休業期間変更の確認ができない場合、又は申立てと事実が異なる場合には、内定の取消となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、もともと4月中復帰で、申立書を出すことなく入所内定した場合には、入所後5月1日までに、**復職証明書**（復帰後の日付のもの）をお出しいただきますので、ご承知おきください。

- 例) ① 育児休業を21. 4. 15まで取得 → 4月から選考対象
② 育児休業を21. 4. 20まで取得 → 4月から選考対象
(4. 1 復帰より不利の場合あり)
③ 育児休業を21. 4. 30まで取得 → 5月から選考対象
④ 育児休業を21. 7. 15まで取得 → 7月から選考対象
③・④の場合
↓
4. 15 復帰に期間変更 → 4月から選考対象
4. 15 復帰という職場との合意+申立書 → 4月から選考対象

お問合せ 麻生区役所保健福祉センター
児童・家庭支援担当
電話 044-965-5158